

福井県報

第 2748 号
平成 28 年
8 月 5 日(金)
火・金曜日 発行
1月1800円郵送料共

目次

告示

○国土調査の成果の認証(二九四・農村振興課).....

公告

○大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出(商業振興・金融課).....
○大規模小売店舗立地法の規定による意見(回).....
教育委員会告示

○博物館の登録事項の変更(六・生涯学習・文化財課).....

告示

福井県告示第394号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき、国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

- 1 調査を行った者の名称
大野市
福井県知事 西川 一誠
- 2 調査を行った期間
平成24年8月から平成27年2月まで
- 3 調査を行った地域
大野市大字森山
- 4 成果の名称
地籍図および地籍簿
- 5 認証年月日
平成28年8月5日

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項

について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。

平成28年8月5日
福井県知事 西川 一誠

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地
アルビス森田店
福井市森田北東部土地区画整理事業地区内69街区
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
J A三井リース株式会社
代表取締役 古谷 周三
東京都中央区銀座八丁目13番1号
三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社
代表取締役 田中 敬士
東京都港区芝浦一丁目2番3号

- 3 変更した事項
大規模小売店舗の設置者の代表者
J A三井リース株式会社
(変更前) 代表取締役 中山 和夫
(変更後) 代表取締役 古谷 周三
三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社は変更なし
- 4 変更の年月日
平成28年6月29日
- 5 変更する理由
人事異動による代表者変更があったため
- 6 届出のあった日
平成28年7月25日
- 7 届出の縦覧場所
(1) 福井市大手3丁目17番1号
福井県産業労働部商業振興・金融課
(2) 福井市大手3丁目10番1号

福井市商工労働部商工振興課

- 8 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯
(1) 縦覧期間
公告の日から4月間
(2) 縦覧できる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで
- 9 意見書の提出先
福井市大手3丁目17番1号
福井県産業労働部商業振興・金融課

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により敦賀市から意見を聴取したので、同条第3項の規定により公告する。

平成28年8月5日
福井県知事 西川 一誠

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地
クサリのアオキ敦賀南店
敦賀市若葉町2丁目705番
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
株式会社クサリのアオキ
代表取締役 青木 宏憲
石川県白山市松本町2512番地
- 3 聴取した意見の概要

- ・災害時における利用者の安全確保および一時的な避難場所としての駐車場の提供について、配慮すること。
- ・容器包装リサイクル法に基づき、使用済みペットボトルの回収等、再商品化の推進に努めること。
- ・商品リサイクル法に基づき、食品廃棄物の軽量化、リサイクルに努めること。
- ・新たに駐車場、荷捌き施設を設置する中で、車両、荷捌き、運搬作業等による騒

- 音の発生防止に努めること。
- ・搬入、搬出車両等のエンジン停止に努め、騒音および排気ガスの軽減に努めること。
 - ・悪臭が発生しないよう廃棄物の保管、運搬、処理を適正に行うとともに周辺環境の美化に努めること。
 - ・当市では水環境保全対策を実施しているため、地下水を利用した消雪設備を新たに設置しないようにすること。
 - ・事業所から発生する事業系一般廃棄物を自ら運搬する場合は、敦賀市清掃センターへ直接搬入すること。
 - また、自ら運搬しない場合は、敦賀市の一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託すること。
- なお、町内会で管理するごみ集積所（ごみステーション）には搬出することはできないため、注意すること。
- ・駐車場の乗入れ箇所において、歩行者への安全に配慮すること。
 - ・当市では景観条例を制定し、市民・事業者・行政が協働で魅力ある景観づくりを推進している。今回、本条例に基づく届出は不要だが、建築物や工作物等の計画の際には、本制度の趣旨を理解し協力すること。
 - ・校区である中央小学校と栗野中学校に届出内容を事前周知すること。
- 4 聴取した意見の縦覧場所
- (1) 福井市大手3丁目17番1号
福井県産業労働部商業振興・金融課
 - (2) 敦賀市中央町2丁目1番1号
敦賀市産業経済部商工貿易振興課
- 5 聴取した意見の縦覧期間および縦覧できる時間帯
- (1) 縦覧期間

公告の日から1月間

- (2) 縦覧できる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで

教育委員会告示

福井県教育委員会告示第6号

博物館法（昭和26年法律第285号）第13条第2項の規定に基づき、福井市自然史博物館に係る登録事項の変更登録をしたので、博物館の登録に関する規則（昭和27年福井県教育委員会規則第3号）第6条第1項第2号の規定により次のとおり公示する。

平成28年8月5日

福井県教育委員会

変更事項	内容
博物館の所在地	分館として福井市中央1丁目2-1を追加

平成二十八年八月五日印
平成二十八年八月五日発

刷行

発行人 一九一〇一八五八〇
印刷人 一九一〇一〇〇一七

福井県福井市大手三丁目十七番一號 福井県
福井県福井市文京二丁目十九一二十 高桑印刷株式会社

電話 六三三二番